

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給等に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府知事は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府知事

公表日

[令和7年5月 様式3]

項目一覧

I 基本情報

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

III リスク対策

IV 開示請求、問合せ

V 評価実施手続

(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務									
②事務の内容	<p>指定難病患者のうち、認定基準を満たす者に対して医療受給者証を交付の上、医療費助成を行う。支給認定に際しては、患者の属する世帯の住民税の課税状況に応じ、自己負担限度額を決定する。その他、患者の住所・氏名・生年月日その他情報を、医療受給者証等に反映させる他、申請に応じて要支援者に対する証明に関する情報を提供する。また、次とおりPublic Medical Hub(PMH)を活用した情報連携を行う。</p> <p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る指定難病医療費の支給に関する事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報連携のため、本府は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナーポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。 <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>支給認定申請の受理、その申請についての審査、申請が認定された場合の医療受給者証や指定難病にかかる事実等を証明する登録者証の交付及び副本登録等。</p>									
③対象人数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 30%;">[10万人以上30万人未満]</td> <td style="width: 30%;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 30%;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>[1万人以上10万人未満]</td> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>				[10万人以上30万人未満]	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	[1万人以上10万人未満]	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満
[10万人以上30万人未満]	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
[1万人以上10万人未満]	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	大阪府公費負担医療給付システム
②システムの機能	認定申請のあつた府民(大阪市、堺市在住を除く)の住所、氏名、生年月日、健康保険保険者、疾病、有効期間等の情報を管理し、特定医療費(指定難病)受給者証等の発行を行う。 また、番号法に基づき、公費負担医療給付システムに個人番号を入力することとし、受給者証等の登録情報を団体内統合宛名システムへの提供を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>1 統合宛名番号管理機能 団体内的統合宛名番号を検索し、新規に付番・符号取得等を行う機能</p> <p>2 宛名情報管理機能 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報(基本4情報など)を団体内統合宛名番号、個人番号、業務利用番号とひも付けて保存し、管理する機能</p> <p>3 中間サーバー情報連携機能 中間サーバーに対し、特定個人情報の照会・登録用データを連携させる機能</p> <p>4 既存システム情報連携機能 既存業務システムから特定個人情報の照会・登録用データを受け取り、中間サーバー情報連携機能に連携する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (地方公共団体情報連携中間サーバーシステム)</p>

システム3	
①システムの名称	地方公共団体情報連携中間サーバーシステム(以下「中間サーバー」という)
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、庁内業務システム、統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>(※1)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p> <p>1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とをひも付け、その情報を保管・管理する機能</p> <p>2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</p> <p>3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能</p> <p>4 庁内業務システム等接続機能 中間サーバーと庁内業務システム、統合宛名システム及び住民基本台帳ネットワークシステムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会または提供があつた旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する機能</p> <p>7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>8 セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び複号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理等を行う機能</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</p> <p>10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()

システム4	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(都道府県サーバー部分の機能について記載)
②システムの機能	<p>1 本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、各市町村の住民基本台帳システムと住民基本台帳ネットワークとの橋渡しを役を担うコンピュータ(市町村CS)を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、地方公共団体情報システム機構が全国の本人確認情報を保持するサーバ(全国サーバ)に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>2 都道府県の執行機関への情報提供 都道府県の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号または基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。</p> <p>3 本人確認情報の開示 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>4 地方公共団体情報システム機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号または4情報の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>5 本人確認情報検索 代表端末または業務端末において入力された個人番号または4情報の組み合わせをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>6 本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム5	
①システムの名称	Public Medical Hub (PMH)
②システムの機能	<p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る指定難病医療費の支給に関する事務></p> <p>1 情報登録機能及びPMH-ID採番依頼機能等 本府で管理している個人番号及び公費医療費助成の資格情報等をPublic Medical Hub(PMH)に登録し、社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。)の医療保険者等向け中間サーバーと連動し、PMH-IDを自動採番する。すでにPMH-IDが採番済みの個人番号であれば、採番は行わず既存のPMH-IDを利用する。</p> <p>2 情報連携機能(医療機関システム) ・PMH連携キーを利用した情報提供機能 医療機関からの問い合わせに対し、公費医療費助成の資格情報を連携する。 医療機関のオンライン資格確認端末で、患者(利用者)がマイナンバーカードで認証及び同意することにより、オンライン資格確認等システム上で都度、PMH連携キーが生成され、公費医療費助成の資格情報の照会が行われる。Public Medical Hub(PMH)は、PMH連携キーからPMH-IDを復号し、PMH-IDに紐付けられた公費医療費助成の資格情報を医療機関システムへ提供する。</p> <p>3情報連携機能(マイナポータル) ・識別子の格納機能 マイナポータルからのPublic Medical Hub(PMH)初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMH-IDと紐付けてPublic Medical Hub(PMH)に格納して保管する。 ・仮名識別子を利用した情報提供機能 公費医療費助成の対象者は、マイナポータルへログインしてマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号に紐付くPMH仮名識別子を利用した照会を行う。Public Medical Hub(PMH)は、PMH仮名識別子からPMH-IDを特定し、PMH-IDに紐付く公費医療費助成の資格情報をマイナポータルへ提供する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (大阪府公費負担医療給付システム、マイナポータル、医療保険者等向け中間サーバー)

3. 特定個人情報ファイル名	
特定医療費(指定難病)医療受給者ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表 131の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第71条各号 ・番号法19条6号
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 158の項 (情報提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、80、125、161の項</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療部保健医療室
②所属長の役職名	保健医療室長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
特定医療費(指定難病)医療受給者ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	指定難病医療給付事務における申請者(患者又は保護者)及び支給認定基準世帯員	
その必要性	難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第1条により、支給認定を受けた指定難病の患者又は保護者の区分に応じて負担上限月額を決定する必要があるため。	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 個人番号 [○] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) ・その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [○] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [○] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [○] その他 (に関する事務) <ul style="list-style-type: none"> ・Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る特定医療費(指定難病) ・医療助成資格情報 	
その妥当性	<p>いずれの情報も受給者証等の発行及び自己負担上限額の設定に必要な情報である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名、住所等 受給者を特定するため。証の適正な発行及び使用のため。 ・病名、医療機関名 治療を受ける病名及び医療機関を特定するため。 ・保険、所得区分 申請者の自己負担上限額の算出(受給者ごとに決定)のため。 <p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る特定医療費(指定難病)に関する事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報(その他識別情報) <ul style="list-style-type: none"> PMH-ID、PMH仮名識別子…PMHが、外部と情報連携するために必要となる。 自治体業務ID…PMH内で公費医療の種類を区別するために必要となる。 ・業務関係情報(その他) ・医療助成資格情報…(医療費助成事務の適切な実施にあたり必要となる情報を管理し、)PMHが、外部と情報連携するために必要となる。 	
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	平成31年1月1日	
⑥事務担当部署	大阪府健康医療部保健医療室地域保健課	

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [] 評価実施機関内の他部署 () [○] 行政機関・独立行政法人等 (都道府県・市町村) [] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [] 民間事業者 () [○] その他 (難病法第12条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者、医療保険者、審査支払機関)
②入手方法		[○] 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 (医療機関向け中間サーバー、医療機関用アプリ、マイナポータル)
③使用目的 ※		・難病法第5条に基づく特定医療費の支給認定を行うため。 ・医療機関へ特定医療費の資格情報を提供するため。
④使用の主体	使用部署	大阪府健康医療部保健医療室地域保健課
	使用者数	[] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る特定医療費(指定難病)に関する事務></p> <p>・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。</p> <p>・登録後、Public Medical Hub(PMH)は、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPublic Medical Hub(PMH)が連動するためのPMH-IDの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、情報連携用の識別子としてPMH-IDを採番して個人番号と共にPublic Medical Hub(PMH)に応答する。</p> <p>・PMH-IDが、個人情報として医療保険者等向け中間サーバーから既存の紐付番号とともにオンライン資格確認等システムに連携され、更にマイナポータルで生成されたPMH仮名識別子がマイナポータルとPublic Medical Hub(PMH)で共有されることでマイナポータルや医療機関システムから公費資格情報の取得/閲覧を行うといった情報連携が可能となる。</p>	
情報の突合	申請書の受付時に、各保健所、保健センター等の窓口において受付担当職員が確認している。	
⑥使用開始日	平成31年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※	[委託する]	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1	大阪府公費負担医療事務補助業務委託		
①委託内容	特定医療費(指定難病)支給認定申請書の内容確認、データ入力、受給者証の発行準備等		
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	株式会社キャリアリンク		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項2	大阪府公費負担医療給付システム運用保守業務		
①委託内容	大阪府公費負担医療給付システムの保守、操作・運用に関するQA対応及び障害復旧支援等		
②委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	株式会社HBA		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項3	Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る各事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱		
①委託内容	Public Medical Hub(PMH)の利用・情報連携業務及び運用保守業務		
②委託先における取扱者数	[1,000人以上]	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	国(デジタル庁)		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	書面又は電磁的方法による承諾	
	⑥再委託事項	PMH-IDの付与、情報連携業務及び運用保守業務	
委託事項4			
委託事項5			
委託事項6~10			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[○] 提供を行っている (1) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない		
提供先1	都道府県知事等		
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令第2条別表42の項		
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務		
③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	指定難病医療給付事務における申請者(患者又は保護者)及び支給認定基準世帯員		
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより、情報照会の要求があった都度、隨時		
提供先2~5			
提供先2	市町村長		
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令第2条別表80の項		
②提供先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務		
③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	指定難病医療給付事務における申請者(患者又は保護者)及び支給認定基準世帯員		
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより、情報照会の要求があった都度、隨時		

提供先3	都道府県知事等
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令第2条別表125の項
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務
③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	指定難病医療給付事務における申請者(患者又は保護者)及び支給認定基準世帯員
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより、情報照会の要求があった都度、隨時
提供先4	都道府県知事等
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令第2条別表161の項
②提供先における用途	昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務
③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	指定難病医療給付事務における申請者(患者又は保護者)及び支給認定基準世帯員
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより、情報照会の要求があった都度、隨時
提供先5	
提供先6~10	
提供先11~15	
提供先16~20	

移転先1				
①法令上の根拠				
②移転先における用途				
③移転する情報				
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲				
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム		[<input type="checkbox"/>] 専用線	
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール		[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ		[<input type="checkbox"/>] 紙	
	[<input type="checkbox"/>] その他 ()			
⑦時期・頻度				
移転先2~5				
移転先6~10				
移転先11~15				
移転先16~20				

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所	<p>※</p> <p><大阪府公費負担医療給付システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none">・大阪府個人番号利用事務系ネットワーク内仮想環境(サーバ)。VDI経由でシステムを利用しており、個人用端末へのデータのダウンロードは、上長の承認が必要となる。 <p><特定個人情報等が記録された書類及び電子記録媒体における措置></p> <ul style="list-style-type: none">・頻繁に閲覧する可能性が高い直近の申請書類等については、執務室内に設置した施錠可能な書類保管庫内で保管するとともに、勤務時間中は職員が常駐し、勤務時間外は執務室を施錠することにより、部外者が入室できないよう対策を実施している。・閲覧する頻度の低い前年度以前の申請書類等については、庁舎内の施錠可能な書庫で保管することにより、部外者が入室できないよう物理的な対策を実施。・電子記録媒体に保存されたデータは、パスワードによる認証を必要とすることにより、保存されたデータの読み出しを防ぐこととしている。・電子記録媒体においても、保管は執務室内に設置した施錠可能な書類保管庫内で保管するとともに、勤務時間中は職員が常駐し、勤務時間外は執務室を施錠することにより、部外者が入室できないよう対策を実施している。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none">・団体内統合宛名システムはデータセンターに設置し、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理することとしている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none">・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理している。・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存している。 <p><住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none">・住民基本台帳ネットワークシステムにより照会した本人確認情報を印刷した帳票、及び住民基本台帳ネットワークシステムにより一括提供された本人確認情報データについては、施錠可能な保管庫にて保管し、当該データの利用事務に携わる者以外の者が当該帳票等を取り出したり、見たりすることができないよう適切に管理を行なうこととしている。また、一括提供にかかる本人確認情報を記録した磁気ディスクについては、ラベルを貼る等により他の磁気ディスクと判別できるようにしておき、施錠可能な保管庫にて保管することとしている。 <p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る特定医療費(指定難病)に関する事務></p> <p>Public Medical Hub(PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none">・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。・国(デジタル庁)や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。
------	---

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

保健所コード,番号,整理番号,システム登録年月日,登録者番号,申請区分,氏名力ナ,氏名,性別,生年月日,郵便番号親,郵便番号子,市町村コード,住所,電話番号,電話番号2,保険区分コード,申請者氏名力ナ,申請者氏名,申請者続柄,申請者郵便番号親,申請者郵便番号子,申請者市町村コード,申請者住所,申請者電話番号,申請者電話番号2,送付先氏名力ナ,送付先氏名,送付先続柄,送付先郵便番号親,送付先郵便番号子,送付先市町村コード,送付先住所,送付先電話番号,送付先電話番号2,疾患群コード,疾病コード1,疾病枝番1,疾病コード2,疾病枝番2,疾病コード3,疾病枝番3,疾病コード4,疾病枝番4,疾病備考コード,受理年月日,変更年月日,新規支給開始年月日,新規交付年月日,審査フラグ,審査依頼日,審査年月日,審査結果サイン,公費負担番号,医療機関コード1,医療機関コード2,医療機関コード3,医療機関コード4,指定医番号,継続支給開始年月日,継続交付年月日,除外理由コード,除外年月日,有効期限FROM,有効期限TO,有効期限交付,備考,更新サイン,自己負担コード,自己負担手入力,自己負担額,負担基準コード,新規理由コード,再交付理由コード,変更理由コード,代理申請サイン,代理申請者,添付書類コード,既受給者番号,既登録者番号,他受給者サイン,他受給者番号,他登録者番号,前自己負担コード,保険者名,高額療養費区分,被保険者氏名力ナ,被保険者氏名,保険者照会区分,保険者コード,被保険者証の記号,被保険者証の番号,保険者続柄,印刷指定日,照会年月日,回答年月日,高額かつ長期,軽症者特例,重症患者認定,人工呼吸器装着,境界層該当,県外転入日,本庁進達日,文書番号,エラーチェックフラグ,保留フラグ,医療機関コード5,医療機関コード6,医療機関コード7,医療機関コード8,医療機関コード9,医療機関コード10,承認開始日2,承認開始日3,承認開始日4,承認開始日5,承認開始日6,承認開始日7,承認開始日8,承認開始日9,承認開始日10,他受給者サイン2,他受給者番号2,他登録者番号2,他受給者サイン3,他受給者番号3,他登録者番号3,他受給者サイン4,他受給者番号4,他登録者番号4,他受給者サイン5,他受給者番号5,他登録者番号5,世帯登録者番号,世帯連番,世帯氏名力ナ,世帯氏名,世帯性別,世帯生年月日,世帯郵便番号親,世帯郵便番号子,世帯市町村コード,世帯住所

<Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加の記録項目>

(1) 対象者情報

- ・個人番号
- ・PMH-ID
- ・PMH仮名識別子
- ・基本5情報(力ナ・氏名・住所・生年月日・性別)
- ・自治体コード
- ・自治体業務ID
- ・連携ファイル名
- ・連携日時
- ・連携処理ステータス/エラー内容
- ・制御フラグ(不開示/閲覧停止)
- ・その他管理番号・ID等(履歴ID、属性ID)

(2) ユーザー情報

- ・機関マスターID
- ・機関ユーザーID
- ・メールアドレス
- ・ユーザー氏名
- ・ユーザー区分
- ・ユーザー権限ID
- ・個人番号閲覧可能フラグ
- ・ユーザー削除フラグ

(3) 医療助成資格情報

- ・受給者証種別ID
- ・受給者証名
- ・受給者証ID
- ・受給者証券面情報
- ・受給者証項目情報
- ・表示順番号
- ・公費ID
- ・区分
- ・公費負担者番号
- ・公費受給者番号
- ・自己負担上限情報(自己負担上限額ID、自己負担上限額種別、負担定義、負担率、金額、回数)
- ・有効期間
- ・強制失効日
- ・医療機関コード
- ・指定医療機関情報

III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
指定難病医療給付受給者ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：目的外の入手が行われるリスク	<p>リスクに対する措置の内容</p> <p>・申請者向けの説明資料において、添付書類の名称を具体的に指定することで、必要のない情報や対象者が含まれるリスクを低減する。また、提出時に必要なない情報等が含まれていた場合には返却や、不要箇所に黒塗りを行う等の対応を徹底する。</p> <p>・業務遂行にあたって申請書に記載された以外の情報は使用しない。申請書には、取得が認められない特定個人情報に係る情報に関する記載欄を設けないほか、職員に対しては、口頭であっても、不要な情報を取得しないように指導している。</p> <p>・住民基本台帳ネットワークシステムにより本人確認情報を入手する際は、事前に利用事務、利用対象者の氏名、住所等を記載した検索一覧表を作成し、決裁権者の決裁を受けたうえで実施している。また、システム管理者（総務部市町村局長）が月に1回程度業務アクセスログを確認し、対象者以外の本人確認情報を不正に入手していないか点検する。</p> <p><Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る特定医療費（指定難病）に関する事務における追加措置></p> <p>・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hub (PMH) へは、システム自動処理により、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目（PMH-IDと個人番号）のみが返却されるようシステム的に制御している。</p> <p>・Public Medical Hub (PMH) のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
特になし	

3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムは、「職員認証・権限管理機能」によりアクセス制御・各種認証を実施しており、目的を超えた紐付けや事務に必要のない情報との紐付けは不可能である。 ・利用者については、アクセス可能な範囲を限定し、正当な権限のない利用者からは、統合宛名番号を利用できないようアクセス制御を行っている。 ・住民基本台帳ネットワークシステムについては、その他の府内の業務システムとは接続しない。 <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る特定医療費(指定難病)に関する事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・Public Medical Hub (PMH)にアクセスする本市区町村の職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。 ・Public Medical Hub (PMH)では、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・医療機関システムからは既存の閉域網経由でPublic Medical Hub (PMH)に接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないよう制御している。 ・住民からはインターネットからマイナポータルAPI経由でPublic Medical Hub (PMH)に接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないように制御している。 		
	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>		

リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・電子ファイルは特別な空間に設定されており、静脈認証により業務従事者だけが、アクセスすることができるよう制御している。特別な空間には、特別な設定をしなければ(府庁で使用する一般の端末機からは)アクセスできない。担当者が異動等によりアクセス権が失効した場合は、システム管理者が直ちに認証情報を削除し、アクセスできないよう処理を行っている。 ・また、紙のファイル(申請書)については、個人番号のほか病歴など要配慮個人情報が記載されているため、書類保管庫を施錠し担当職員以外の者が利用できないようしている。 ・住民基本台帳ネットワークシステムについては、担当室課の長が指定する操作者に対し、システム管理者(市町村長)が照合ID、照合情報(生体認証)を登録し、操作権限を付与することでユーザーを管理している。 <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る特定医療費(指定難病)に関する事務における追加措置></p> <p>権限のない者に不正使用されないよう、以下の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本府は、Public Medical Hub (PMH)のアクセス権限を管理する管理者を定める。 ・Public Medical Hub (PMH)のログインはユーザID・パスワードで行う。 ・Public Medical Hub (PMH)へのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・端末は、限定された者しかログインできない。 ・Public Medical Hub (PMH)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN回線又はその他の閉域網回線経由の接続のみ認められるよう制御している。 ・既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub (PMH)への連携は、アクセス権限を持つ者のみ実施が可能となっている。 		

その他の措置の内容

- ・年間で5万件超の紙の申請書及びその他個人情報が記載された書類については、年に1度、職員立ち合いのもと溶解処分を実施。

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>		

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>入力者IDに付与されるアクセス権限によって、業務従事者だけが、業務に必要な範囲の特定個人情報ファイルだけに、アクセスすることができるよう制御している。</p>			
--	--	--	--

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

リスク：委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>・契約書の個人情報取扱特記事項により、目的外使用及び提供の禁止項目を設け、委託元の承諾なしに第三者に提供することを禁止している。</p> <p>・委託先には、契約書及び仕様書に定める個人情報の保護、業務上使用したデータの取扱い等遵守すべき事項について、遵守することを誓約した誓約書の提出を求めている。</p> <p>・委託先に対して、実地監査・調査等を行うことができる規定を定めている。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る特定医療費(指定難病)に関する事務における追加措置></p> <p>特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)を遵守し、委託契約書に以下の規定を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい等事案が発生した場合の報告 ・委託契約終了後の特定個人情報の消去 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督・教育 ・実地の監査、調査等に関する事項
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る特定医療費(指定難病)に関する事務における追加措置></p> <p>・再委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。</p> <p>・委託先であるデジタル庁が、再委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検(年1回程度又は随時)を実施する。</p> <p>・点検は、セルフチェックを基本とし、必要に応じて訪問確認をする。</p> <p>・点検後に改善事項があり、改善指示した場合は、改善状況のモニタリングを行う。</p> <p>・点検結果について、年1回デジタル庁から報告を受ける。</p>
その他の措置の内容	<p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る特定医療費(指定難病)に関する事務における追加措置></p> <p>・委託契約書に以下の規定を設ける。</p> <p>委託先は、従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
(リスク)委託先による特定個人情報の持ち出し及び移転について ・個人情報取扱特記事項として、目的外利用及び提供の禁止を設け、発注者の承諾なしに第三者に提供することを禁止。 ・作業はすべて執務室内で行い、職員の指示により業務を実施する。	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない

リスク：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢>	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		1) 定めている	2) 定めていない
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>	
リスクへの対策は十分か		1) 特に力を入れている	2) 十分である
3) 課題が残されている			
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2：不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体毎に区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
--

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	別紙のとおり	
再発防止策の内容	別紙のとおり	
<p>・施錠可能な執務室内に保管し、勤務時間中は職員が常駐する。書庫での保管及び勤務時間外については、施錠管理を行う。 ・年間で5万件超となる紙の申請書(変更申請を含む件数)については、保管期間の経過したものを年に1度の頻度で職員立ち合いのもと溶解処理を行う。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る特定医療費(指定難病)に関する事務における追加措置></p> <p>○物理的対策</p> <p>Public Medical Hub (PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の物理的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p>○技術的対策</p> <p>Public Medical Hub (PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国(デジタル庁)や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・本市区町村の端末とPublic Medical Hub (PMH)との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・本市区町村の端末とPublic Medical Hub (PMH)との通信はLGWAN回線又は閉域網VPN等に限定されている。 ・クラウドマネージドサービスを利用する場合においても、パブリッククラウド事業者は特定個人情報にはアクセスできない。 ・バックアップは地理的に十分に離れた拠点に保管することで、大規模なシステム障害や震災などの発生によりデータが破損・消失しても、バックアップからデータを復元できるようにする。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【団体内統合宛名システムにおける措置】

- ・団体内統合宛名システムのサーバの設置場所は耐震等設備及び予備電源を備え、ICカード等による入退室管理を行っている。
- ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。
- ・ディスク交換やハード更改等の際は、府職員が立ち会い、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。
- ・廃棄、消去した際は廃棄記録を残す。

【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】

- ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。
- ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。
- ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。
- ・廃棄、消去した際は廃棄記録を残す。

8. 監査

実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検	<input checked="" type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
-------	--	--	-------------------------------

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><執務室における措置></p> <ul style="list-style-type: none">・年に数回、個人情報の保護に関する研修を受講している。また、機会をとらえて担当者間で、個人情報保護についての情報交換を行っている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none">・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none">・職員に特定個人情報を扱う業務に携わる前に個人情報保護に関する研修を行う。	

10. その他のリスク対策

特になし

別紙（個人情報の漏えい等事案）

年度	影響範囲 (人)	内容
令和4年度	111	<p>【概要】 担当者が電子メールを送信する際、「Bcc」欄にアドレスを入力すべきところ、誤って「宛先」欄に入力し一斉送信を行ったため、アドレスが互いに見える状態となった。</p> <p>【原因】 送信前にアドレスの入力欄に誤りがないか複数人で確認を行うこととしていたが、徹底されていなかった。</p> <p>【再発防止策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府外に多数の電子メール発信が必要な場合には、安心一斉送信システム（※）を活用する。その他、「Bcc」を活用するケースにおいては、ダブルチェックを再度徹底する。 ・所属内職員に対して、本件事案を周知するとともに、改めて個人情報の取扱いについて万全を期すよう注意喚起を行う。 <p>※安心一斉送信メール：外部の複数の宛先へ電子メールの一斉送信を行う場合に、府外の複数の相手先に個別に送信する府内システム。</p>
	1	<p>【概要】 個人情報が記載された「療養証明書(新型コロナウイルス感染症専用)」を誤送付するという事案が発生。</p> <p>【原因】 書類の封入の際には、委託事業者の職員が複数人で宛名、送付先及び内容物を確認し、封入作業を行うべきところ、送付先の確認を怠った。</p> <p>【再発防止策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託事業者において、書類の封入の際には、宛名、送付先及び内容物の照合を複数の職員で行うことを改めて徹底する。 ・所属内職員に対して本事案を周知し、改めて個人情報の適正な取り扱いを行うよう、注意喚起を行う。
	7	<p>【概要】 個人情報が記載された「結核健診個人票」を紛失するという事案。</p> <p>【原因】 個票を保管庫に収納した以降、不要書類と誤認してシュレッダー処分したと考えられる。</p> <p>【再発防止策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個票を保管庫から出し入れの際には、複数名の職員で確認する。 ・個人情報を含む書類の処分について、処分決定から鍵付きの別の倉庫に一定期間保管した上で処分する。 ・所属内職員に対して本事案を周知し、改めて個人情報の適切な取り扱いを行うよう、注意喚起を行う。
	24	<p>【概要】 新型コロナウイルス感染症患者に対しショートメッセージサービスにより情報を送信した際に、別の患者のHER-SYS（ハーシス）のIDを誤って知らせるという事案が発生。</p> <p>【原因】 委託事業者の職員がエクセルの操作を誤り、IDと携帯電話番号にずれが生じた。</p> <p>【再発防止策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○府は委託事業者に対し、以下のとおり適正な事務処理を徹底するよう指導した。 ・SMSを送信する際には宛先リストと患者情報を照合し、IDと携帯電話番号が一致しているか複数の職員で確認することを徹底する。 ○所属内職員に対して本事案を周知し、改めて個人情報の適正な取り扱いを行うよう、注意喚起を行う。
	6	<p>【概要】 個人情報を含む書類「小児慢性特定疾病医療費支給対象者連絡票」の所在が不明となっていることが判明。</p> <p>【原因】 郵便物の仕分け時に他の書類に混在させ、その後誤ってシュレッダーで廃棄した可能性が高い。</p> <p>【再発防止策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵便物等を仕分けるときは、宛先や内容物の確認を行い、他の書類と混在させないよう所定の場所に保管することを徹底する。 ・シュレッダーで廃棄する前に封筒の中に内容物の残存がないか確認する。 ・課内の職員に対して、個人情報保護の重要性を再認識させ、個人情報の適正な取扱いを徹底する。
	1	<p>【概要】 「新型コロナウイルス感染症のよくあるお問い合わせについて」にかかるホームページ上で、個人情報の入った「宿泊・自宅療養証明書（新型コロナウイルス感染症専用）」を誤って掲載する事案が発生。</p> <p>【原因】 ホームページに掲載する証明書の見本を作成する際、個人情報が記載された証明書のワードファイルを使用し、個人情報を白文字にしてPDFファイルに変換した。 なお、他に同様の案件がないことを確認済み。</p> <p>【再発防止策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページに証明書等の見本を掲載する際は、個人情報が記載されていないデータを使用することを徹底する。 ・所属内職員に対して本事案を周知し、改めて個人情報の適正な取り扱いを行うよう注意喚起を行う。

年度	影響範囲 (人)	内容
2022年	2	<p>【概要】 個人情報が記載された「検査結果報告書」及び「返信用封筒」を誤送付するという事案が発生</p> <p>【原因】 書類の封入の際には、委託事業者の職員が複数人で宛名、送付先と内容物が一致しているか確認すべきところ、一人で封入、返送作業を行い、内容物と宛先に相違がないか複数人で確認することを怠った。</p> <p>【再発防止策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託事業者において、書類の封入の際には、宛名、送付先と内容物が一致しているか、複数の職員で確認することを改めて徹底する。 ・所属内職員に対して本事案を周知し、改めて個人情報の適正な取り扱いを行うよう、注意喚起を行う。
	1	<p>【概要】 個人情報が記載された「療養証明書(新型コロナウイルス感染症専用)」を誤送付するという事案が発生</p> <p>【原因】 委託事業者の職員が電話受付の際に、誤って住所を記載してしまった。</p> <p>【再発防止策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託事業者において、電話受付の際にメモの使用を中止し、受付票を使用し、1枚につき1人の情報を記載することを徹底する。 ・所属内職員に対して本事案を周知し、改めて個人情報の適正な取り扱いを行うよう、注意喚起を行う。
	1	<p>【概要】 個人情報が記載された「療養証明書」を誤送付するという事案が発生。</p> <p>【原因】 書類の封入の際、一人で封入、発送作業を行い、内容物と宛先に相違がないか複数人で確認することを怠った。</p> <p>【再発防止策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託事業者において、書類の封入の際には、宛名、送付先と内容物が一致しているか、複数の職員で確認することを改めて徹底する。 ・所属内職員に対して、改めて個人情報の適正な取り扱いについて、注意喚起を行う。
	2	<p>【概要】 特定医旅費（指定難病）支給認定変更申請にかかる書類の紛失</p> <p>【原因】 誤ってシュレッダーしたものと思われる。</p> <p>【再発防止策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受付日ごとに、総件数を記載したリストを作成し、確認者及び確認した日を記載することとし、次の処理者にクリアファイルを渡す際に、件数と内容の相互確認を行い、リストと件数等が相違ないことを確認する。 ○シュレッダー前に他の書類が紛れていなか再度確認する。
2023年	1	<p>【概要】 療育手帳交付に関する処分についての審査請求の請求人に送付した文書の中に、当該事案と関係のない別の個人情報が記載された書類を同封していた。</p> <p>【原因】 書類を封入する際のダブルチェックを怠った。</p> <p>【再発防止策】 再発防止に向けた研修実施、封入書類の確認の徹底。</p>
	4	<p>【概要】 システムにより減免非該当処理を行った後、「減免辞退届」と「自動車税（種別割）減免更新申立書」の原本が見当たらない。</p> <p>【原因】 不要書類と誤認してシュレッダー処分したと考えられる。</p> <p>【再発防止策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、書類の廃棄箱には、課の全業務の書類が混在しているので、今後は業務ごとの廃棄箱を設置して分別する。 ・シュレッダー処理に当たっては、廃棄箱に必要書類が誤って混入していないか各業務の担当者が複数人で確認後、シュレッダーを行う。
	684	<p>【概要】 採用試験の受験者名簿の試験会場への置き忘れ</p> <p>【原因】 持参した名簿が全て揃っているか十分に確認しなかった。</p> <p>【再発防止策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を持ち出す際は、個人情報持出管理簿に簿冊名と持出し部数を記載し、承認者が現物を確認した上で事前承認を行うことを徹底する。 ・試験会場撤収の際は、持ち出した個人情報を含む資料が全て揃っているか、個人情報持出管理簿のリスト（写）を活用し複数人で確認することを徹底する。 ・帰庁後に改めて、個人情報持出管理簿のリストと現物が合致しているか確認を行う。

年度	影響範囲 (人)	内容
令和5年度	1	<p>【概要】 個人情報が記載された「結核公費負担通知となる患者票」を誤送付</p> <p>【原因】 システムに送付先宛名を入力した際、誤った送付先を入力してしまった。郵送時に、送付先の確認を怠った。</p> <p>【再発防止策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者本人と異なる送付先宛名をシステムに入力する時は、複数人で確認を行うことを改めて徹底する。 ・患者本人と異なる送付先宛名に郵送する際には、再度複数人で患者と宛先に誤りがないか確認を行うことを改めて徹底する。 ・所属内職員に対して本事案を周知し、改めて個人情報の適切な取り扱いを行うよう、注意喚起を行う。
	1	<p>【概要】 被爆者援護に係る申請書類（変更届）の所在不明</p> <p>【原因】 発送管理簿を作成していないことなどが原因と考えられる。</p> <p>【再発防止策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送付物の管理を徹底するため、新たに発送管理簿を作成する ・保健所から書類を受理した際には、速やかに受領確認の通知を保健所に送付するとともに、受理した書類は、他の書類と混在しないように書類管理を徹底する
	118	<p>【概要】 X市の職員に対し、Y市の人口動態システムに係る個人情報が入力されたCD-RWを誤返却したため、個人情報の漏えいが生じた。</p> <p>【原因】 職員が、X市職員をY市職員と誤認した。</p> <p>【再発防止策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CD-RWの本体とケースに市名を記入。 ・CD-RWにパスワードを設定し、データを消去してから返却。 ・CD-RWの返却に際し受領簿で管理。 ・オンラインシステムでの情報処理を市へ検討依頼。
	1	<p>【概要】 個人情報が記載された書類の誤送付</p> <p>【原因】 システム上で誤って受給者Aの送付先住所にもBの住所を入力してしまった。</p> <p>【再発防止策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託事業者に対し、個人情報の重要性について改めて周知徹底するとともに、システムでの修正入力時に該当受給者の登録画面であること等を複数人で確認する。 ・変更担当職員による受給者証交付前の最終確認において、「送付先住所・氏名」の変更の有無に関わらず、受給者証と変更申請（届）の送付先に相違がないかを確認する。
	2,056	<p>【概要】 委託事業者が、法人の利用者に対し、別の利用者の氏名を記載したメールを送信した。</p> <p>【原因】 メール送信用の送付者リスト（メールアドレス、所属、氏名）を作成した際に、氏名に誤りがあることに気づかず、送信をしてしまった。</p> <p>【再発防止策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○以下のとおり、府は委託事業者に対し、事務処理を行うよう指導した。 ・メールを送信する際には、担当者が送信先と送信内容に誤りがないか確認すること。確認作業は複数の職員で行うよう徹底すること。 ○所属内職員に対し、本事案を周知し、改めて個人情報を適正に取り扱うよう、注意喚起を行う。
	132	<p>【概要】 事業を受託する事業者において、参加した展示会で名刺交換した府内中小企業にメールを送信したところ、送信先とメールに記載の宛名に誤りがあったもの</p> <p>【原因】 受託事業者において、メール送信リストを作成する際は、専用のシステムを使用して作成し、通常はそのシステムのデータベースから抽出したものをメール送信リストとするところ、抽出したデータを手作業で加工したことでリスト内の情報にずれが生じたため。</p> <p>【再発防止策】 事業者に対し、再度、作業手順を徹底させるとともに、メールを送信する際には、送信先に誤りがないかダブルチェックを徹底するなど、個人情報を適正に取り扱うよう指導。</p>

年度	影響範囲 (人)	内容
令和6年度	260	<p>【概要】 新型コロナの外来対応を行った外来対応医療機関に対し、通知をFAXにて送付しようとしたところ、誤って外来対応医療機関の一覧表について送信作業を行ってしまった。</p> <p>【原因】 複合機のダイレクトファックス機能での作業内容に対する理解が不十分であったほか、送付対象のファイルの確認を怠っていた。</p> <p>【再発防止策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送信作業について、手順を事前に確認し、複数職員で確認すべき作業に関する共通認識を持った上で、送信対象のファイルやあて先について複数職員でチェックすることを徹底する。 ・所属内職員に対して本事案を周知し、改めて個人情報の適切な取り扱いについて注意喚起を行う。
	1	<p>【概要】 審査会の事務局業務において、氏名の漢字に誤りがあり、修正した受理通知及び書類送付文を送付する際に、他の請求者の氏名及び受理日・審査終了日・送付日を記載した送付文を送付した。</p> <p>【原因】 過去の送付文を利用して文書を作成した際、宛先のみ修正して上書き保存し、本文の修正後に上書き保存していかなかったため、誤った文書を出し送付した。</p> <p>【再発防止策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去文書を利用する際は、必ず、上書き・更新したことを確認する。 ・個人情報が含まれた文書を送付する際は、あて先だけでなく文書の内容も確認し、ダブルチェックを行う。 ・所属内職員に対して、本事案を周知するとともに、改めて個人情報の取扱いについて、万全を期するよう注意喚起を行う。
5		<p>【概要】 宗教法人設立時の認証書及び宗教法人規則の謄本（以下「規則等謄本」という。）について、誤って異なる宗教法人に交付する事案が発生した。</p> <p>【原因】 法人名称が同一であったため、誤認してしまった。</p> <p>【再発防止策】 今後、法人名称、規則認証日、法人所在地、代表役員名称など、錯誤を防止するための項目を設けたチェックリストを整備する。加えて、同一名称の法人との誤認をしていないかを確認する決裁者確認欄をチェックリストに設け、複数の職員による確認を行うことで、再発防止を徹底する。</p>
2		<p>【概要】 利用者に対し、別の利用者の請求書、納入通知書兼領収証書及び給付費受領のお知らせを誤送付した。</p> <p>【原因】 マスターデータを更新する際に、ダブルチェックを行っておらず、処理の誤りに気付かなかった。</p> <p>【再発防止策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たにマスターデータを作成する場合には、複数職員で確認することを徹底する。 ・請求書等に記載の郵便番号・住所と送付先住所が異なる場合は、マスターデータとの比較に加え、入所時に書面に記載する送付先宛名及び送付先住所とも突合し、間違がないか確認する。 ・所属全職員に対し、本事案を周知し、個人情報の取り扱いについて注意喚起を行う。
3		<p>【概要】 被験者保護に係る申請書類の誤送付</p> <p>【原因】 発送時に、送付内容の確認が不十分であった。</p> <p>【再発防止策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報が含まれた文書を送付する際は、複数人で確認することを改めて徹底する。 ・所属内職員に対して本事案を周知し、改めて個人情報を適切に取り扱うよう、注意喚起を行う。
234		<p>【概要】 開催案内を参画する事業者及び団体の担当者へ電子メールで送信する際に、電子メールアドレスが互いに見える状態で送信した。</p> <p>【原因】 アドレスを「BCC」欄に入力すべきところ、誤って「宛先」欄に入力して構成員にメールを送信したため</p> <p>【再発防止策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部の複数名にメールを送信する際は、複数のアドレス宛に1件1件メールを送信する府内の「安心一斉送信システム」を活用する。 ・所属内職員に対し、本事案を周知するとともに、改めて個人情報の取り扱いについて注意喚起を行った。
172		<p>【概要】 個人情報が誤って府政情報センターで一定期間閲覧できる状態となっていたことが判明した。</p> <p>【原因】 担当者が当該書類を提出する際、公開される書類から個人情報の削除を行う作業ができていなかった。担当者以外に公開される情報に個人情報が含まれていないかの確認を行う体制が不十分であった。</p> <p>【再発防止策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開される情報に個人情報が含まれていないか、担当者及び担当者以外の者による確認を徹底する。 ・所属内職員に対し、本事案を周知するとともに、改めて個人情報の取扱いについての注意喚起を行う。

年度	影響範囲 (人)	内容
	1	<p>【概要】 受託事業者（以下「事業者」という。）が、個人情報が記載された書類を誤送付した。</p> <p>【原因】 事業者が参考にした書類を他者のものとして保存した。封筒の宛先が同封した書類と一致しているか確認を怠った。</p> <p>【再発防止策】 ○府は事業者に対し、次の指示を行った。 個人情報を含む書類を作成し、保存する場合は、書類の名義が誰かを確認した上で保存する。 個人情報を含む書類を本人や他機関に提出する際には、同封する書類と宛先を複数職員で確認することを徹底する。 ○府から府内のセンターを運営する事業者に対し、本事案を周知するとともに、個人情報を適正に管理するよう改めて指示する。</p>
	113	<p>【概要】 誤って参加者氏名及びメールアドレスが互いに見える状態で参加者に送信するという事案が発生。</p> <p>【原因】 受託事業者において、メールを送信する際に、アドレスを「BCC」欄ではなく、誤って「宛先」欄に入力していることを見落としちゃったこと。また、送信の際、複数人でチェックすることになっていたが、事案発生の際は、これを怠っていたこと。</p> <p>【再発防止策】 <ul style="list-style-type: none"> ・メールの送信前に誤送信防止アラート機能がアクティブになっていること及びアドレス欄の複数人による確認を徹底するよう、受託事業者に指導する。 ・個人情報の取扱いに関する社員研修を実施し、個人情報の適正な取扱いを徹底するよう、受託事業者に指導する。 ・受託事業者から参加者へのメール送信状況を把握するため、参加者にメールを送る際は、府も送付先に含めるよう、受託事業者に指導する。 </p>
	1	<p>【概要】 府政情報センターへ配架している、資料において、個人情報について黒塗りがされていなかった。</p> <p>【原因】 府政情報センターで公表するにあたり、一部黒塗りが漏れてしまった。</p> <p>【再発防止策】 <ul style="list-style-type: none"> ・府政情報センターに配架する資料として、まず担当所属において必要な黒塗り作業を行い、取りまとめ課に提出する。その後、取りまとめ課でも確認する。 ・確認にあたっては確認が必要な項目・ポイントについてのチェックシートを作成し、複数の職員で個人情報の記載の有無及び必要な黒塗りがされているかについての確認を徹底する。 ・関係職員に本事案を周知するとともに、個人情報の取扱いに関する研修を指定管理者及び関係職員に実施する。 </p>

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 電話番号 06-6944-6066 健康医療部保健医療室地域保健課 難病認定グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目1番22号 電話番号 06-6944-6397
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	健康医療部保健医療室地域保健課 難病認定グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目1番22号 電話番号 06-6944-6397
②対応方法	・問合せの受付時に、問合せに対する対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2) 変更箇所